

令和4年9月17日

全国高体連少林寺拳法専門部
都道府県代表者並びに加盟校指導者 各位
都道府県少林寺拳法連盟
少林寺拳法指導者 各位

一般財団法人少林寺拳法連盟
会長 宗 昂 馬
(公財)全国高体連少林寺拳法専門部
部長 石井 航太郎

第26回全国高等学校少林寺拳法選抜大会及び都道府県予選大会での
出場申込の武階について
【 重 要 】

謹啓

白露の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また日頃より高等学校における少林寺拳法部活動および普及活動につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県におかれましては、3月24日～26日に開催予定の第26回全国高等学校少林寺拳法選抜大会の都道府県予選及び地区ブロック大会の開催に向けて準備を進められておられるとは存じます。

昨年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として臨時休校となっている学校が多くありましたが、今年度は臨時休校となっている学校は多くありません。

よっては、2021年度（令和3年度）以前の入会者のみ、新型コロナウイルス感染症により、昇格考試や昇級考試の計画が変更され昇級スケジュールが遅れている場合、出場申込及び予選大会エントリーの少林寺拳法武階資格について下記の通りといたします。

謹白

記

1. 予選会へのエントリー（少林寺拳法武階）について

〔従来の流れ〕

- ①10月や11月に実施される都道府県での選抜大会予選大会（新人大会）に、その時点での少林寺拳法武階で予選大会にエントリーを行う。
- ②その後、出場選手が昇格や昇級を行われたとしても、都道府県での選抜大会予選大会時にエントリーを行った資格のまま、3月の全国選抜大会に出場する。（12月に地区ブロック選抜大会予選会が行われている場合も都道府県予選会時の武階で地区ブロック大会に出場）

《全国選抜大会規則 第8条 選手登録》

- (3)選手は、地区予選出場時の資格（武階）をもって、本大会への登録をするものとする。

〔第26回全国高等学校少林寺拳法選抜大会での特別措置〕

2021年度（令和3年度）以前の入会者のみを対象とし、新型コロナウイルス感染症による各学校での休校措置や都道府県少林寺拳法連盟での昇格考試の中

止などにより、各加盟校や各部での昇格考試や昇級考試のスケジュールが変更、延期されている場合、第26回全国高等学校少林寺拳法選抜大会への出場申込の武階については以下の通りの特別措置といたします。

- ①10月や1月に実施される都道府県での選抜大会予選会（新人大会）の大会エントリーの際に、今後の昇格や昇級が見込まれる場合は、12月31日までの取得見込の武階で、予選大会への出場申込ができる。
- ②各出場校は12月31日までの期間に、見込みであった昇格、昇級を行う。
- ③都道府県代表者は、各校の昇格・昇級状況を確認の上、期日までに選抜大会事務局へ、大会申込を行う。

2. 注意事項

①前述の通り、2021年度（令和3年度）以前の入会者のみを対象とします。今年度入会者は、特別措置の対象となりません。

- ②選抜大会実行委員会では、出場選手の拳士登録や加盟校の登録及び、出場選手の武階の確認を例年実施しています。
都道府県予選大会にエントリーされた取得見込の武階に、12月31日の時点で達していない場合は、出場を認めません。
取得見込の武階に到達しなかった場合は、下記問い合わせ先に連絡すること。
- ③注意事項は上記の①の通りであるが、~~新型コロナウイルス感染症等の更なる感染拡大等により、計画していた昇格・昇級考試が実施されず、予選大会にエントリーした資格に到達することが、困難となった場合には、都道府県代表者より下記の問い合わせ先にある全国高体連少林寺拳法専門部事務局へ連絡すること。~~

3. 確認事項

《全国選抜大会規則 第6条 選抜方法及び出場組数（2）》

- (2) 都道府県ごとの出場枠は、規定組演武2組、自由組演武2組、団体演武1組、規定単独演武2名、自由単独演武2名とする。

なお、規定組演武・規定単独演武については4級以下の者が出場し、自由単独演武・自由組演武については、3級以上の者が出場する。

《全国選抜大会規則 第12条 演武の構成及び武階と使用できる技（1）・（2）》

- (1) 地区予選参加申し込み時の武階において、演武者の武階の最終科目内の技を使用することができる。ただし、団体演武については、演武者の最高武階の最終科目内の技を使用することができる。（但し、補欠の資格は対象外とする。）

- (2) 資格以上の技を行った場合は、一技につき総合点より10点減点する。

但し、次の内容については、許容範囲として認める。

①演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。

②演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。

※尚、減点対象の事象が発生した場合は、それぞれに応じた減点を行う。

上記の選抜大会規則第6条、第12条は変更されず、このまま運用いたします。

4. 本件に関する問い合わせ先

(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部 事務局長 岡澤義晃

〒611-0013 京都府宇治市菟道大垣内33-10 京都翔英高校

TEL : 0774-23-2238 FAX : 0774-23-9088 Mobile : 090-9695-2545

E-mail: yoshiaki-okazawa@kyoto-shoei.ac.jp

以上